

第 1 章

移動円滑化に関する基本的な方針

1 交通バリアフリー法の趣旨

- ・我が国では、他に例を見ない急速な高齢化が進んでおり、2015年（平成27年）には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎える。また、障害者も障害がない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション¹」の考え方も広まってきている。こうした中、高齢者、身体障害者や妊産婦、けが人なども含め、みんなが公共交通機関を使った移動をしやすくするためのバリアフリー²化が求められている。
- ・このような背景の中、だれもが公共交通機関を利用して移動しやすくすることを目的として、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称『交通バリアフリー法³』）が施行された。
- ・区市町村は法で示す基本方針に基づいて、一定規模の鉄道駅等を中心とした地区について、駅などの旅客施設、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、2010年（平成22年）をバリアフリー化の目標とし、基本構想を策定できることになった。

- 1 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方
- 2 障害者や高齢者にとって、移動の妨げとなる駅や道路の段差などの障害（バリア）や、日常生活の妨げとなる制度や人のこころなどの障害（バリア）をなくすこと
- 3 交通バリアフリー法についての概要は、関連用語等の説明としてP5に整理

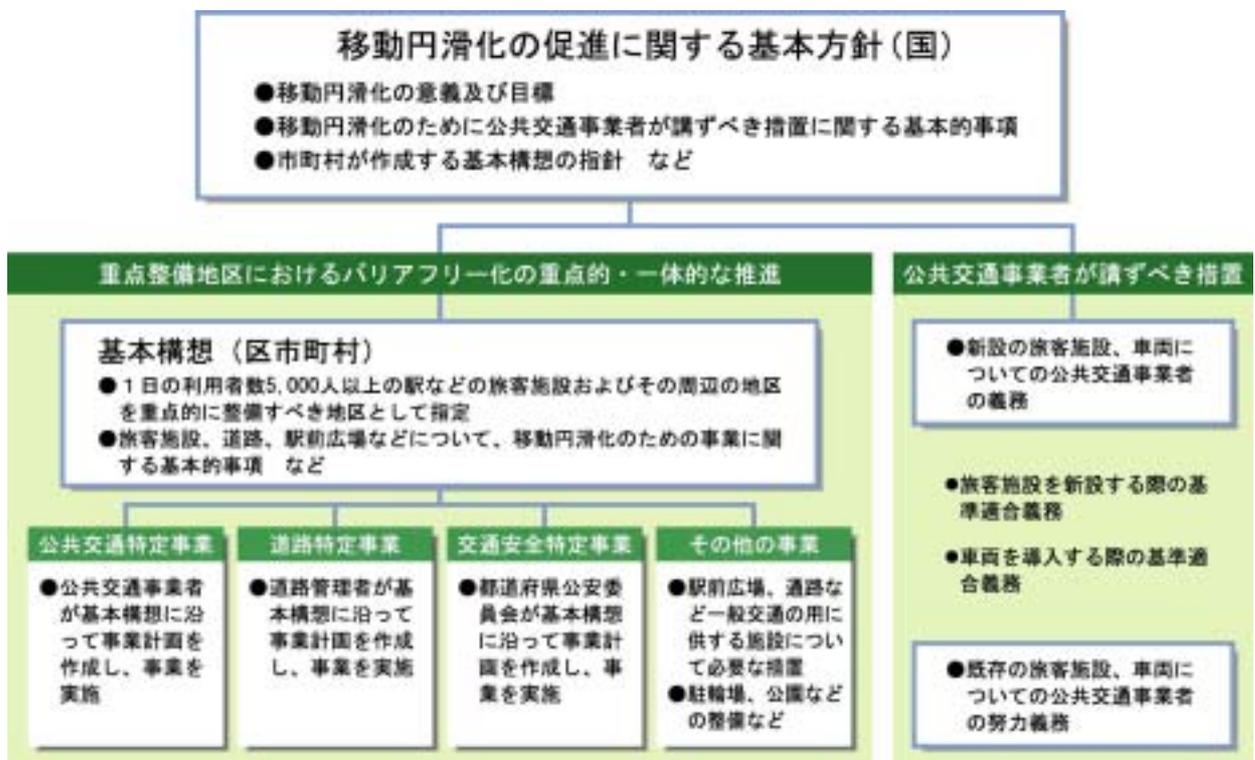


図 交通バリアフリー法の仕組み

2 新宿区における基本構想策定の背景と目的

- ・区では、本格的な高齢社会を迎え、お年寄りや障害のある人もない人も安心して暮らせるよう、住みよいまちづくりを進めている。また、公共交通機関や道路などのバリアフリー化により、すべての人が安全で快適に利用できることが求められている。
- ・そうした状況・背景に応じ区では、「旅客施設と周辺道路，駅前広場，信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めること」を目的として、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定した。
- ・この基本構想により、高齢者や障害者等の方が駅やその周辺の道路などを安全かつ快適に移動できるよう、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めることとなる。
- ・新宿区交通バリアフリー基本構想は、新宿区基本構想や新宿区都市マスタープラン、新宿区基本計画といった上位計画や新宿区障害者計画・老人保健福祉計画を踏まえ、駅及びその周辺のバリアフリー化を図ることを目的としつつ、まちづくりの一環として推進していくこととする。
- ・また心のバリアフリーも併せて一体で推進していく。

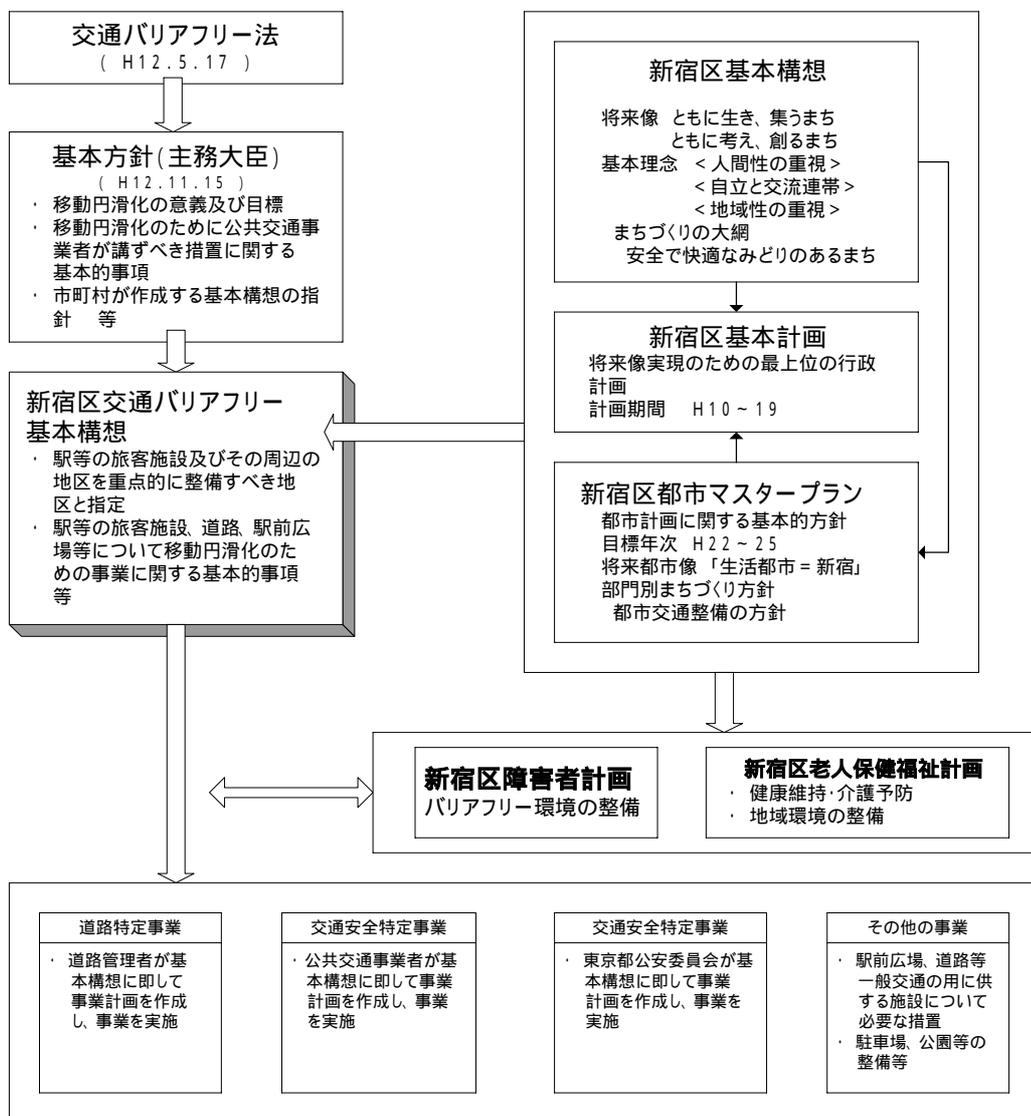


図 新宿区交通バリアフリー基本構想の位置づけ

3 基本構想の対象

- ・基本構想における主な対象は、以下のとおりとする。
 - 1) 交通バリアフリー法において規定されている対象者（日常生活又は社会生活に制限を受ける者）
 - ・高齢者
 - ・身体障害者（視覚・肢体（上肢・下肢）⁴・聴覚の各障害者）
 - ・けが人⁵、妊産婦
 - 2) 知的障害者や精神障害者（推進方策等に対応）
 - 3) 新宿区において積極的に対象とする対象者（次世代育成支援計画における子育てバリアフリーと一体的に考慮するものを含む）
 - ・妊産婦
 - ・ベビーカー利用者

4 肢体障害者における車いす利用者は、手動車いすだけでなく電動車いす利用者（ハンドル式含む）等についても、利用ニーズ・利用状況等に配慮しつつバリアフリー化を進める。

5 ストレッチャー（けが人運搬）使用等についても、ニーズ等に配慮しつつバリアフリー化を進める。

4 基本構想策定体制

- ・区では、区内では基本構想検討委員会を設置、全体的には新宿区交通バリアフリー基本構想策定協議会（学識経験者・関係機関・区民等で構成）を設置し、検討を進めてきた。
- ・検討にあたっては、アンケート調査、ユーザーエキスパート⁶、ワークショップ⁷、パブリックコメント⁸等により、障害者・地域住民・利用者の方等の意見を抽出・整理し、対応策の方向を協議してきた。
（詳細は、下図参照）
- ・平成15、16年度の2ヶ年による策定とし、15年度で重点整備地区の設定、16年度で基本構想の策定を行った。

6～8については、関連用語説明をP6に記述

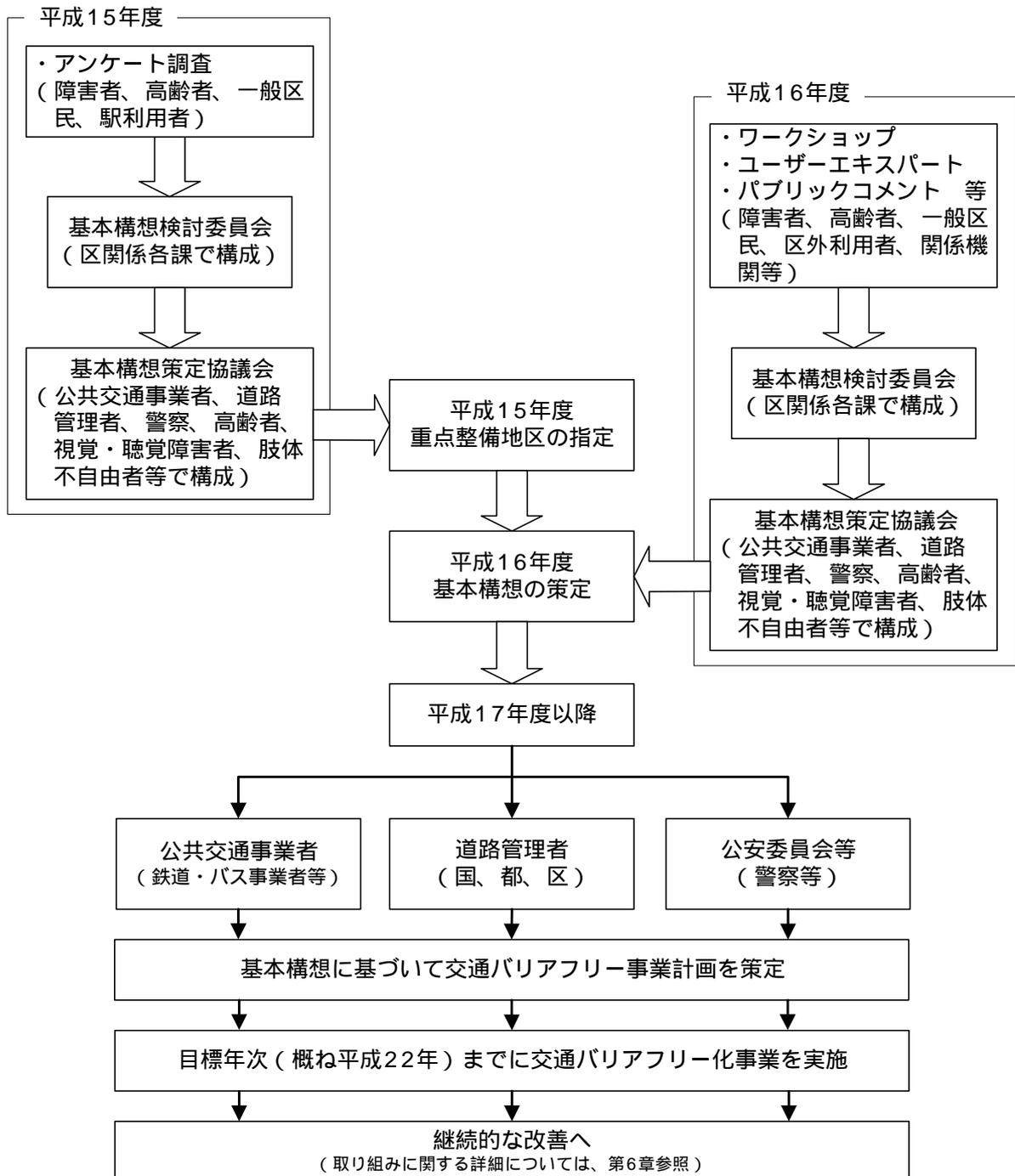


図 区の交通バリアフリー実現までの流れ

交通バリアフリー関連用語等説明

3 交通バリアフリー法

法の名称	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
施行年月日	平成12年5月17日公布、11月15日施行
趣旨	<p>(1) 鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進する。 (公共交通事業者による)</p> <p>(2) 鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、区市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。</p>
法の概要	<p>(1) 基本方針の作成 国（主務大臣）が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定する。</p> <p>(2) 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務 公共交通事業者に対し、鉄道駅、バスターミナルなどを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バスなどを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務付ける。既存の旅客施設・車両については努力義務とする。 (基準例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等</p> <p>(3) 区市町村の主導による重点整備地区におけるバリアフリー施策の推進 区市町村による基本構想の作成 区市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設」という）を中心とした地区（「重点整備地区」という）において、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を作成することができる。 基本構想に基づく事業の実施 公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。 (事業例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置 ・歩道の段差解消 ・視覚障害者用信号機の設置 等 地方公共団体等は、駅前広場、通路等について基本構想に従ってバリアフリー化を実施する。</p> <p>(4) バリアフリー化に関する情報の提供 安心して公共交通機関を利用しただけよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供する。 (国、地方公共団体の支援措置、必要な情報の提供等。)</p>

(国土交通省ホームページ より (<http://www.mlit.go.jp/>))

6 新宿区におけるユーザーエキスパートの活用について

(1) 目的

新宿駅は日本一の大規模ターミナルであり、通常の交通バリアフリー化手法としてのワークショップだけでは捉えきれない問題も、数多く内包していると考えられる。そういった問題の補完を目的として、日ごろ交通バリアフリーに対する問題意識を持っている方（ユーザーエキスパート）へ協力を依頼した。

(2) 対象

自分自身や近親者が障害を持っている等の理由で、交通バリアフリーに関して精通されている方を対象とした。

(3) 調査内容等

新宿駅及びその周辺地区におけるバリアフリー上の問題点・課題について調べ、問題箇所を写真等に記録して区に提出し、その他バリアフリーに関するソフト面（関連施策制度等）についても、指摘を受けた。

7 ワークショップ・・・講義等の一方的な知識伝達のスタイルではなく、区民や当事者，駅利用者，行政，専門家等多様な参加者がまち歩き点検や点検後の会議等に参加することで、交通バリアフリーを中心として体験・学習しながら、アイデアを出し合い意志決定をする集まり。

8 パブリックコメント・・・区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんから意見等を受け、考慮して決定するとともに、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表する制度である。